

細谷・上戸祭地区

I 協議体の概要

名 称	細谷・上戸祭地域生活支援協議会		
設置年月日	令和3年4月29日 (現体制：令和4年6月)	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	その他 ()	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年～	地域ビジョン策定作業「未来につなげよう～プロジェクト」を通して、高齢者を支える地域づくりについて検討 (平成30年3月 地域ビジョン策定)		
平成30年 9月～	まちづくり協議会分野別専門委員会全体会議 → 地域ビジョンにおける専門委員会 (健康福祉分野) において、「高齢者もいきいきと暮らせるまちづくり」をテーマに、アクションプランを作成		
令和2年 1月	まちづくり協議会理事会 → 令和2年度にまちづくり協議会内に協議体設置に向けて準備組織を設置することを決定		
8月	介護予防等生活支援特別委員会を発足 → 地域ビジョンアクションプラン分野別実行委員会として、第2層協議体設置に向けた検討を開始		
～令和3年 3月	地域包括ケアシステムや第2層協議体に係る勉強会 → 災害時要援護者支援制度、生活支援制度について取組の方向性を検討		
令和3年 4月	まちづくり協議会総会 → 「介護予防等生活支援特別委員会」を第2層協議体と位置付けた。		
令和4年 6月	災害時要援護者支援制度、生活支援制度の実施に向け、新組織を発足 まちづくり協議会介護予防等生活支援特別委員会 ⇒ 生活支援協議会 (独立)		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援制度の検討を通じた見守り対象者の整理 生活支援制度の構築に向けた検討・意見交換を通して地域の高齢者の困り事の整理 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者支援制度の周知 生活支援制度 (有償ボランティア) の実施 		

II 取組事例

【災害時要援護者支援制度を活用した見守り体制の強化】

【自治会回覧用チラシなど】



災害時要援護者支援制度の運用に向け、現状の名簿の整理及び未登録者に向けた周知等について検討を行った。自治会回覧用チラシのほか、要支援者向けパンフレットを作成・配布。今後は、1年に1回、台帳更新を行っていく予定。

また、災害時要援護者の通常時の見守り体制について検討を行った。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 名簿の更新作業を行ったことにより、高齢者の現状を改めて把握できた。
- ・ 要支援者に対して平常時の見守りを行うことにより、地区全体の見守り体制の強化に繋がる。

#

【有償ボランティアの検討・実施】#

有償ボランティアの実施に向けた検討を行い、支援制度の運用基準やパンフレット、関連帳票等を作成。令和4年9月よりボランティア活動を開始した。

【支援制度周知パンフレット】



- ◆ 対象： 75歳以上一人暮らし高齢者
75歳以上のみの世帯の方
障がいのある方
一人暮らしで、急な病気・事故などで支援を希望される方
- ◆ 内容： 植木等の剪定・除草作業，大作業，片付け作業，買い物代行，ゴミ出し，家庭菜園・花壇の作業，照明器具等の交換，話し相手など
- ◆ 受付： 各自治会
- ◆ 料金： 100～1,000円
(作業時間や自治会加入の有無による)

※ ボランティアに対してはポイントを支給

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 高齢者等の日常生活における困りごとに対する支援を行うことにより、地域ぐるみで助け合う意識が生まれ、地域の繋がりを深めることができる。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 具体的な地域課題に対応する組織体制とすることで、より実効性のある取組の創出に向けた検討ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 災害時要援護者支援制度を活用した平常時の要支援者に対する見守りの運用
- ・ 生活支援ボランティアの更なる充実に向けた検討

うわー！地震だー！！

いざという時、あなたは大丈夫？



- 「もし、大地震が起きたら・・・」
- 「台風や大雨で浸水したら・・・」
- 「ひとりで避難できるかな・・・」
- 「家族だけで避難できるかな・・・」



いざという時、ご近所と顔見知りなら・・・

【災害時要援護者登録制度】を利用しよう！

制度対象者

自力で避難する事が困難な方
ご高齢の一人暮らし
ご高齢のご夫婦
妊婦/未就学児を抱える方 など

災害発生時に

- ・安否確認
- ・安全確保
- ・避難



お申込み・お問合せ 下記に記載の自治会長・各班長にお申込み・お問合せ下さい。

自治会

会長
班長 TEL. - -

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 介護予防等生活支援特別委員会
細谷・上戸祭地区自治会連合会 加入促進委員会

細谷・上戸祭地域コミュニティセンター内 ☎028-621-7882

あなたは、ひとりで避難できますか？

※ 災害時要援護者支援制度には、事前にご登録が必要となります。

ご近所や顔なじみの方が中心となり、日頃から要援護者への「声かけ(あいさつ)」や「見守り」などに心がけ災害発生時には、安否確認や避難所誘導など、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。



▼ 制度対象者

- ・ご高齢の一人暮らし
- ・ご高齢のご夫婦
- ・自力で避難する事が困難な方
- ・妊婦 / 未就学児を抱える方

災害発生時に

- ▶ 安否確認
- ▶ 安全確保
- ▶ 避難

ご連絡・お問合せ

宇都宮市役所【高齢福祉課】 ☎028-632-2356

細谷・上戸祭地区自治会連合会 加入促進委員会

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 介護予防等生活支援特別委員会

細谷・上戸祭地域コミュニティセンター内 ☎028-621-7882

細谷・上戸祭地域生活支援制度パンフレット

～地域ぐるみの支え合い～

細谷・上戸祭地域生活支援協議会



【1】生活支援制度とは

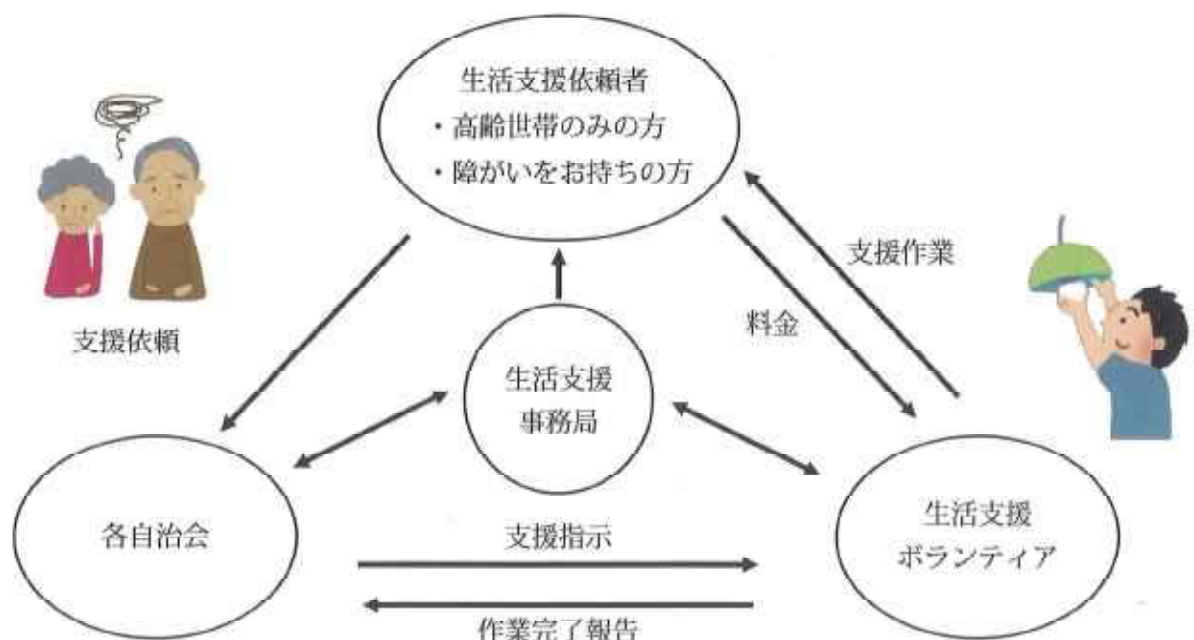
高齢者や障がいをお持ちの方々が安心して暮らせる生活環境づくりのために、日常生活のちょっとした困りごとを地域ぐるみの助け合いによる支援する制度です。

【2】生活支援制度の対象となる方

地域内に居住していて、以下の項目に該当する方

1. 75歳以上のひとり暮らしの方及び75歳以上のみの世帯の方
2. 障がいをお持ちの方
3. ひとり暮らしで、急な病気やケガなので支援が必要な方

【3】生活支援制度のしくみ



【4】生活支援を受けられる作業は

生活支援依頼者の要望される作業でボランティアの方々が対応可能な作業
します。

[主な作業]

- ・ 植木等の剪定 / 枝おろし / 伐採
- ・ 大工作業
- ・ 室内及び室外のかたづけ作業
- ・ 買い物代行 / ゴミ捨て / 犬の散歩 / 回覧板回し
- ・ 家庭菜園 / 除草等花壇の作業
- ・ 照明器具等の交換
- ・ 書類作成 / パソコン / スマートフォンなどによる申請及び申込み方法の相談
- ・ 話し相手 / 相談事
- ・ その他



【5】支援作業別費用内訳

生活支援活動における対価は有料とし、自治会員と非自治会員では、別料金とさせていただきます。

	自治会員	非自治会員
1. 30分以内	100円	200円
2. 30分～1時間以内	300円	500円
3. 1時間～2時間以内	500円	1000円

- * 支援作業時間は2時間以内とします。
- * 部品代や材料費は依頼者負担とします。
- * 現場までの交通費は請求しません。
- * 対価は当協議会の運営費にさせていただきます。

【6】生活支援ボランティアとは

豊富な経験と得意分野を活かし、日常生活で困っている高齢者や障がいをお持ちの方の要望に沿って支援活動を行う協力者です。

【7】生活支援ボランティア募集要件と作業内訳

生活支援制度の趣旨・考え方を理解され、ボランティアとしてご協力いただける方々を各自治会より広く募集します。

[下記の作業を得意とされる方又は経験のある方]

- ・ 植木等の剪定 / 枝おろし / 伐採の作業ができる方
- ・ 大工作業の得意な方
- ・ 家庭菜園 / 花壇の作業に興味がある方
- ・ 除草作業の得意な方
- ・ 照明器具の交換 / 部品交換のできる方
- ・ 書類作成 / パソコン / スマートフォンなどによる申請や申込みをお手伝いできる方
- ・ 体力 / 力仕事に自信がある方
- ・ 話し相手になれる方

【8】生活支援ボランティアの安全の確保と保障

支援作業の依頼を受けるときは、ボランティアの安全を最優先に考えて受けます。

1. 依頼された支援作業の内容を確認し適任なボランティアに支援依頼を行います。
2. 支援依頼を受けたボランティアは、依頼作業の内容をよく確認して、可否の判断をします。
3. 高所作業の制限(4m以下)重量制限等をもうけます。

*当協議会で、年間の傷害保険に加入します。

【9】支援作業の際の注意事項

生活支援ボランティアの登録証を依頼者に提示します。
依頼者の要望を確認してから作業にかかります。
作業完了後は、作業した内容を説明し、納得してもらいます。

【10】生活支援協議会の役割

1. 生活支援制度の確立
2. 生活支援制度の運用の定着化と活動推進
3. 年間事業計画の立案
4. 経費計画と実績集計
5. 支援作業実績記録

【11】ご相談窓口

不明な点の相談窓口は、細谷・上戸祭地域コミュニティーセンター
細谷・上戸祭地域生活支援協議会までお願いします。
電話・ファックス 028-621-7882

あなたの自治会支援受付窓口

自治会名	受付窓口担当者名	電話番号

身近な相談窓口

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課	028-632-2356
障がい福祉課	028-632-2673
地域包括支援センター細谷・宝木	028-902-4170
宇都宮市消費者生活センター	028-616-1546

生活支援制度の運用基準

1. 制度の対象となる地域

細谷・上戸祭地区内（15自治会）

- ① 細谷町 ②細谷県住 ③上戸祭1丁目 ④上戸祭2丁目 ⑤上戸祭3丁目 ⑥上戸祭4丁目
⑦上戸祭本町 ⑧上戸祭町 ⑨若草3丁目 ⑩若草4丁目 ⑪若草5丁目 ⑫戸祭グリーンヒル
⑬ 戸祭第2グリーンヒル ⑭戸祭第3グリーンヒル ⑮宝野

2. 制度利用の対象者

- ・細谷・上戸祭地区内に居住され下記条件に該当される方。
- (1) 75歳以上の一人暮らしの方及び75歳以上のみの世帯の方
 - (2) 障がいをお持ちの方
 - (3) 一人暮らしで、急な病気・事故などで支援を希望される方

3. 制度利用の受け付け窓口

- ・各自治会の自治会長及び生活支援担当者1名以上とする。

4. 生活支援制度に於ける支援作業の種類と内容

	支 援 作 業 項 目	備 考
1	植木の剪定・伐採・枝おろし	高さ制限（4m未満） 太さ制限（10cm未満）
2	家庭菜園・除草及び花壇等の作業	
3	大工作業	高さ制限（4m未満）
4	室内及び屋外の片付け	重量制限
5	買物代行・ゴミ捨て・犬の散歩・回覧版回し	
6	照明器具の交換	高さ制限
7	書類作成・申請及び申し込み等の事務作業	個人情報留意
8	話し相手・相談ごと	個人情報留意
9	その他	

5. 生活支援制度への申し込み方法

- ・申し込みは、電話・直接訪問のいずれかで行う。

*申し込みの際、住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）などをまとめる。

6. 申し込みへの受付対応

- ・申し込みは、電話・直接訪問申し込みいずれかで受ける事とする。
- ・受付の際、住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）を確認する。

7. 受付処理資料の作成

- ・生活支援依頼書に依頼者の住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）を記入。
- ・作業ボランティアを選択し氏名と依頼の受理日を記入。

8. 作業ボランティアの選抜

- ・基本的には、依頼者が居住する自治会内のボランティアの方を優先する。
- ・自治会内で対応が難しい場合は作業ボランティアネットワークを活用して適任者を選ぶ。

9. 作業ボランティアのネットワーク体制と連携

- ・各自治会において、登録されたボランティアの一覧表を作成する。
- ＊ボランティアの方の得意分野を明記しておく。

10. 作業指示書の作成と作業ボランティアへの作業指示

- ・作業指示書（生活支援依頼書と複製）を作業ボランティアに発行する。
- ＊記載内容は依頼者の住所・氏名・電話番号・希望作業内容・緊急度（希望日）など。

11. 作業ボランティア作業指示の受理と作業内容の確認

- ・作業ボランティアは、作業指示書を受け取ったら内容を確認し、作業に必要な人数・条件・時間などを予測する。
- ・必要があれば事前に現地の確認を行う。（事前に依頼者に連絡を取る）
- ・作業内容を確認後、対応が困難と判断した場合は依頼を断ることができる。

12. 作業ボランティアの作業時の注意事項

- ・依頼者に、作業内容を再確認し作業に必要な人数・条件・時間・費用などを事前に説明する。
- ・依頼された作業以外は、行わない。
- ・室内の作業は、基本的に2人での作業とする。
- ・作業は、安全を確保して行う。（安全第一で）
- ・依頼された作業を始めるにあたり、可能であれば現場現状の前後をスマホ・カメラ等で撮影する。
- ・完了報告書には、写真を活用した文章に纏めることも可能とする。

13. 依頼作業完了時の事務手続き

- ・作業完了報告書（生活支援依頼書と複製）に作業日・作業時間・費用等を記入する。
- ・後日、前項で撮影した写真を印刷し、完了報告書の裏面に貼り付ける。（定められた場所に保管）

14. 作業完了の確認書作成と依頼者による作業内容の確認

- ・作業完了報告書（生活支援依頼書と複製）に記入された作業内容・作業日・作業時間・費用等に相違ないか確認してもらい確認印をもらう。
- ・作業後の、切り屑・ゴミ等は、片付けて処分方法を依頼者と話し合う事とする。
*基本的には、依頼者が処分する。

15. 作業内容と各作業の単価内訳

- ・生活支援活動における対価は基本有料とし、自治会員と非会員では、別料金とする。

	作業時間	自治会員	非自治会員
(1)	30分以内	100円	200円
(2)	1時間以内	300円	500円
(3)	1時間～2時間以内	500円	1,000円

*支援作業の時間は2時間以内とし、依頼作業にかかる部品代・材料費は、依頼者の負担とする。

*現場までの交通費は請求しない。

16. 費用の請求と領収書の発行

- ・作業完了の確認後、請求書を発行し代金を受け取り、領収書を渡す。

17. 作業完了報告書・作業費用の入金処理

- ・作業完了報告書と作業費用の代金を一緒に会計担当に入金する。

18. 作業記録簿の作成（書記担当者）

- ・作業完了報告書に基づき記録簿に記入する。
*ボランティアに、ポイントの付与に必要となる履歴を把握する)

19. 入金処理と会計処理（会計担当者）

- ・作業ボランティアより受理した金額の入金処理・出納処理を行う。

20. 作業ボランティアへの作業費用（ポイント）の支給処理（書記担当者）

- ・作業の内容・回数などに応じてポイントの付与を行う。（年1回）

21. 作業ボランティアの保険の加入と処理対応 (事務局)

- ・作業ボランティアの全員に宇都宮市社協ボランティアセンター団体登録後に福祉サービス総合補償加入および更新の手続き。
- ・事故発生時の保険請求手続き処理対応。

22. 作業内容に即した道具類の調達について (事務局)

- ・作業に必要な道具類は、基本的にはボランティアの持ち物で対応する。
- ・消耗品（ゴミ袋・紐類等）は、支給するものとする。

23. 報告会

- ・2回開催の運営会議Cにおいて、実施された作業結果の概要を担当したボランティアから報告する。
- ・事例を共有することにより、相互の理解を深める。

(報告者には、記録した完了報告書を改めて確認し自分の体験したことや思いを報告することにより、他の作業ボランティアの異なった視点や意見に接することで、新たな発見が得られる。)

- ・報告会は、この活動の課題や問題点などについても検討し、より良い体制にするための規約を含め申請用紙等も随時見直しを行う。

*それらは以後の運営に反映されるよう努力する。

24. プライバシーと守秘義務の尊重

- ・依頼された業務には、利用者の個人情報を知ることになる。また、作業上お互いのことについて語る機会が生じ作業とは直接関係のない依頼やその家族等の情報（価値観や考え方等）を聞かされることがありうるが、それらについては守秘義務が伴う。

後日、報告の機会には、(上記「記録」も含めて)事前に依頼者かその家族等に対し、報告内容の概略について了解を得ておく必要がある。



日常生活などで 困ったときに!

対象者：ご高齢の一人暮らし / ご高齢のご夫婦 / 障がいをお持ちの方

大作業

家庭菜園 / 花壇の作業
照明器具等の交換


植物等の剪定
枝おろし・伐採
除草作業

パソコン、スマートホン等
による申請及び
申込方法の相談

買い物代行 / ゴミ捨て
犬の散歩 / 回覧板回し

話し相手

書類作成



日常生活でお困り事がありましたらご相談ください!
地域みんなで助け合いを行っていきたいと思います。
お困りのことがありましたら下記の電話番号にご相談ください。
※費用は有料になります。(100円～1,000円程度)

ご相談・お申し込みは

細谷
上戸祭
地域

生活支援協議会

細谷・上戸祭地域
コミュニティセンター

028-621-7882

生活支援協議会は令和4年6月に発足しました。地域の皆様の力になれるよう活動致します。

細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 細谷・上戸祭地区自治会連合会

瑞穂野地区

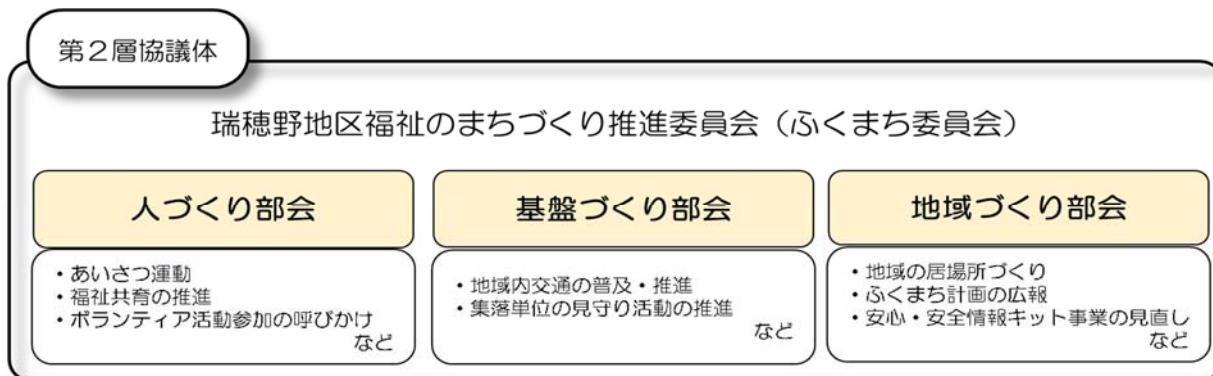
I 協議体の概要

名 称	瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（ふくまち委員会）		
設置年月日	令和2年8月3日	開催頻度	3回/年（全体会） 2回/年（部会）
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	◎	その他（育成会、体育協会等）
設置方式			
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用（瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会） <input checked="" type="radio"/> ※ 「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進する会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成28年 8月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会」設置 (メンバー：自治会連合会、地区社協、まち協、民児協、市社協等)		
平成29年 7月	計画策定に向けた住民アンケートの実施		
8月	計画策定に向けた「住民座談会」の実施		
平成30年 2月	計画策定に向けた「福祉マップ」の作成		
3月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり計画」策定		
6月	「瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会」設置		
令和 元年 6月	福祉のまちづくり推進委員会（メンバー：計画策定推進委員会と同様） → 第2層協議体の取組について、共通理解を図った。		
令和 2年 6月	瑞穂野地区地域包括ケアシステム検討会議（出席者：まち協、地区社協、ふくまち委員会、市社協等） → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター及び各地域団体からの活動報告や情報提供 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施したアンケート調査や住民座談会結果、福祉マップの活用 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 3部会を中心とした取組の検討 ⇒ あいさつ運動、地域内交通の利用促進の検討や、「相談窓口カード」の作成、地域の居場所づくり 		

II 取組事例

【「オール瑞穂野」の組織運営】

内容： 福祉のまちづくり計画に基づき、あいさつ運動を通じた地域のつながりづくりや居場所づくりなどの取組を3部会において具体的に検討し、各地域団体の協力を得て、「オール瑞穂野」の精神で地域福祉の向上に取り組んでいる。



【あいさつ運動の推進・身近な相談窓口の紹介】#

内容： 生活や交流の基本となる“あいさつ”を推進し、身近な地域での交流を深め、世代を越えた繋がりを強化することを目的に、のぼり旗や横断幕を活用した「あいさつ運動」を展開。

また、困った時に主に瑞穂野地区内で相談できる窓口をまとめた「『暮らし』と『福祉』の相談窓口カード」を作成し、全世帯に配布。

【好事例の一例】



- ① あいさつ運動の標語を募集し、その中から選ばれた標語を掲載した横断幕とのぼり旗を作成。地区市民センターやイベント時に掲げてあいさつ運動を推進。
- ② 警察や消防、地域の施設、デマンド交通の電話番号等、生活に役立つ地域情報をまとめた『暮らし』と『福祉』の相談窓口カードを作成し、全世帯及びイベントで配布。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地区内の小中学校等関係機関との連携を強化することにより、世代を越えた交流の活性化や、福祉のまちづくりの推進につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

まち協や自治会などの各種地域団体や、小・中学校や福祉施設など、多様な関係者が関わり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

世代間交流や居場所づくり、きめ細かい見守り活動の推進など、部会を中心とした取組の検討・実施

瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、瑞穂野地区福祉のまちづくり計画（以下「計画」という。）に基づき福祉のまちづくりを推進する組織の名称、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、瑞穂野地区福祉のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）とする。

(事務所)

第3条 委員会の事務所は、宇都宮市下桑島町1030番地1 宇都宮市瑞穂野地区市民センターに置く。

(目的)

第4条 委員会は、計画に基づき、瑞穂野地区の住民がお互いに助けあい、支えあう福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(実施事業)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 計画に掲げる次の基本目標に関する各施策の推進
 - ア 基本目標1「福祉のこころをはぐくむ人づくり」
 - イ 基本目標2「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」
 - ウ 基本目標3「共に支え合う地域社会づくり」
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価並びに活動内容の改善

(組織)

第6条 委員会は、瑞穂野地区全体で福祉のまちづくりを推進するため、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 瑞穂野地区の各自治会及び各種団体の構成員のうち、瑞穂野地区社会福祉協議会会長（以下「地区社協会長」という。）から委嘱された者
 - (2) 計画の趣旨に賛同し、その推進に協力できる者のうち、地区社協会長から委嘱された者
- 2 委員会に顧問として地区社協会長を置くことができる。

3 委員会にオブザーバーとして瑞穂野地区まちづくり協議会会長及び宇都宮市社会福祉協議会職員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長3名を置き、委員がこれを互選する。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、四半期ごとに定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催することができる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

(役員会)

第9条 委員会に役員会を置き、組織運営のために必要な事務を行う。

2 役員会は、委員長、副委員長及び次に掲げる者を役員として組織する。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 1名

(3) 会計 1名

3 役員(委員長及び副委員長を除く。)は、委員長が委員の中から指名する。

4 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

(部会)

第10条 委員会に次に掲げる部会を置き、計画推進のために必要な取組を実施する。

(1) 人づくり部会

(2) 基盤づくり部会

(3) 地域づくり部会

2 委員(役員を除く。)は、前項各号のいずれかの部会に所属するものとし、各委員の所属部会は、役員会において決定する。

3 第1項各号に規定する部会にそれぞれ部会長及び副部会長1名を置き、各部会の部会員がこれを互選する。

- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、議長を務める。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月27日から適用する。

緑が丘地区

I 協議体の概要

会議名	地域福祉連携会議		
設置年月日	平成30年4月5日	開催頻度	6回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	その他 ()	
設置方式			
<input type="checkbox"/> 新規設置	<input type="checkbox"/> 既存会議活用 ()		<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年 8月	地域ケア会議 (メンバー: 自治会連合会, 単位自治会, 老人クラブ, 民生委員, 包括等) → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。		
平成29年11月	民児協議会 → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体の取組について共通理解を図った。		
平成30年 1月	勉強会 (参加者: 自治会連合会, 民児協, 包括等) → 第2層協議体について理解を深めるとともに, 今後の進め方について意見交換を行った。		
2月	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について理解を深め, 地域の課題と解決策について検討を行った。 → 第2層協議体設置 (地域ケア会議活用型) について合意形成		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会長が取組内容を発表し, 意見交換 地域の事例を紹介し, グループワークで意見交換 地域福祉アンケート調査を実施 → アンケート調査集計後, 民生委員が支援希望者宅に聞き取り調査 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 双葉1丁目自治会における生活支援ボランティア (訪問型サービスB) について実施状況を共有, 課題について検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の社会資源の一覧を民生委員が訪問時に配付, 説明 → 継続して地域住民への配布を検討 		

II 取組事例

【支え合いづくりアンケート調査】

経 緯：平成30年 6月 アンケート調査に向けて意見交換
 平成30年 8月 アンケート調査実施
 平成30年 9月 アンケート調査の結果報告及び情報共有
 平成31年2～3月 民生委員がアンケート調査の支援希望者宅へ聞き取り調査を実施
 平成31年 4月 聞き取り調査結果報告
 平成31年 6月 アンケート・聞き取り調査の結果から、今後の支援方法を検討

緑が丘地区 地域福祉アンケート(案)

緑が丘地域福祉推進協議会 会長 金田尚夫

1. 日常生活で困りのことがありますか?
 () あり 一週2回 () ない 一週3回

2. 困りで「ある」と思えたが、誰か助けてほしいと思うことはありますか? また、その困っていることを手伝ってもらえるようなサービスがあったら、種類はありますか?
 必要であればほかに口をつけてください

	困っている	サービスがあれば困らない	すでに困っているサービスがある
① 掃除			
② ゴミ出し			
③ 買い物			
④ 食事の準備			
⑤ 散歩のしり			
⑥ 電話の交換			
⑦ 傾聴・相談			
⑧ 新聞朗読			
⑨ その他			
()			

3. 地域の中で日常生活で困っている方がいたら、あなたはその困りに対するサポートをすることが出来ますか?
 () 手伝える 一週4 (1) 回
 () 場合によっては手伝える 一週4 (1) (2) 回
 () 手伝えない 一週5回

対 象：65歳以上一人暮らし高齢者
 内 容：・ 民生委員が対象世帯宅に訪問し、日常生活の困りごとを調査(困りごとの有無、具体的な困りごと、支援の希望の有無、さらに支援側としての有無等)
 ・ 民生委員がアンケート調査で支援希望者を対象に、具体的に受けたいサービスを訪問調査

効果(検討中の場合は、期待する効果)

地域における高齢者の課題の把握とともに、支援の担い手についても把握することができた。

#

【訪問型サービスBの地域全体での運営】

単位自治会(双葉1丁目自治会)を中心に運営していた「訪問型サービスB※」を、令和4年6月より地域全体(連合自治会圏域)で運営する体制に移行。支援者を新たに募集し、緑が丘地区全体で93名が登録された。

※ 介護保険法に位置づけられたサービスで、自治会等の地域住民主体により、高齢者の生活支援を行うもの(宇都宮市補助事業)

<サービスの概要>

名 称：緑が丘地域ふれあいセンター

実施主体：緑が丘まちづくり協議会

対 象：65歳以上

- ① 要支援認定者及び
チェックリスト該当者
- ② 緑が丘地区の自治会員

サービス内容：地域包括支援センターが作成したケアプランに基づき、定期的に生活援助を実施

【基本サービス】草取り、ごみ出し、掃除

【その他】傾聴、新聞朗読、買い物、電球交換、散歩同行等

	令和4年5月以前	令和4年6月以降
名 称	ふたば生活支援ふれあいセンター	緑が丘地域ふれあいセンター
事務局	双葉1丁目自治会	緑が丘まちづくり協議会
対象地区	緑が丘地区※ ※ 実質的な活動範囲は双葉1丁目自治会内のみ	緑が丘地区
対象者	65歳以上 ① 要支援認定者及びチェックリスト該当者 ② 緑が丘地区自治会員	65歳以上 ① 要支援認定者及びチェックリスト該当者 ② 緑が丘地区自治会員
サービス内容	【基本サービス】草取り、ごみ出し、掃除 【その他】傾聴、新聞朗読、買い物、調理、散歩同行等	【基本サービス】草取り、ごみ出し、掃除 【その他】傾聴、新聞朗読、買い物、電球交換、散歩同行等

効果(検討中の場合は、期待する効果)

高齢化が進む地域において今後ますます重要になってくるサービスであり、地域全体で取り組む必要があることを意識してもらうことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 地域の事例をグループで検討することにより、各団体の活動や地域の現状を把握できた。
- ・ 各団体の活動内容を把握することにより、協議体の各支援に適したメンバーで活動が行えた。

IV 今後の方向性

地域の現状(事例紹介、訪問型サービスBの利用状況)について情報共有をしながら、課題を抽出し、解決策の検討を進める。

宮の原地区

I 協議体の概要

名 称	宮の原地区共生会議		
設置年月日	令和元年7月22日	開催頻度	8～10回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input checked="" type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 6月	共生会議（仮称）（出席者：まち協、自治会連合会、自治会長、民生委員、福祉協力員等） → 区内全自治会を対象とした説明会を実施し、地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、見守り活動の体制づくりについて検討を行った。 ※ 区内を3ブロックに分けて、ブロックごとに会議を開催		
10月	共生会議（仮称） → 単位自治会ごとの具体的な活動内容や見守り対象者を整理 ※ 区内を3ブロックに分けて、ブロックごとに会議を開催		
令和元年 7月	共生会議 → 第2層協議体について、アンケート調査の検討 ⇒ 共生会議を第2層協議体として位置づけることについて合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施 		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果を踏まえた支えあい活動の創出に向けた検討 単位自治会が中心となった見守り活動 		

II 取組事例

【地域における見守り体制の整備】

経 緯：令和3年6～7月 民生委員、福祉協力員と連携した、連合自治会を中心とする見守り活動の今後の方向性について検討
⇒ 後期高齢者に対する年2回程度の訪問実施を決定
8月 単位自治会における見守り活動実行部隊「宮の原地区高齢者見守りの会」を設立
11～12月 訪問活動実施（1回目）
※ 対象者：174名／14自治会
令和4年6～7月 訪問活動実施（2回目）
※ 対象者：192名／14自治会
11～12月 訪問活動実施（3回目）
※ 対象者：269名／14自治会

対 象： ① 一人暮らし後期高齢者世帯（75歳以上）
② その他、一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯などの見守りを要する高齢者
※ ②については、令和4年6～7月以降随時追加

活動計画： 各自治会にて年2回訪問実施（6～7月，11～12月）
※ 2人以上にて訪問を行う。

内 容： 生活に必要な品（ティッシュペーパー等）を持参し、雑談等を行う。
※ 上記持参物については、宮の原地区共生会議（第2層協議体）にて用意

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 高齢者に対する見守り活動を行うことにより、高齢者と地域住民における向こう三軒両隣の絆を強く深め、高齢者と密な関係を築くきっかけができた。
- ・ 単位自治会と連携することにより、地域ぐるみで見守りを行う体制を構築することができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした見守り活動について、地区全体で集約・共有する仕組みができた。

IV 今後の方向性

宮の原地区全自治会における後期高齢者への見守り活動実施

宮の原地区高齢者見守りの会

1. 名称：宮の原地区高齢者見守りの会
2. 目的：高齢者等の見守り活動を行うことにより、高齢者等と地域住民並びに向こう3軒両隣りとの絆を強く深め、高齢者と密な関係を築き上げることを目的とする。
3. 組織：各自治会が活動母体となる。
自治会長及び運営にかかわる役員
社会福祉協議会役員
民生委員・児童委員
福祉協力員
老人クラブ役員
趣旨に賛同してくれる会員等
4. 活動：自治会を活動母体として、社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、福祉協力員、老人クラブ役員等に協力を仰ぎ、向こう3軒両隣りとの連携の取れた見守り活動。

〈訪問対象者〉

一人暮らしの後期高齢者（75歳以上）と 生活に支障がある老老夫婦（75歳以上）と
生活に支障があると判断したひとり暮らし（年齢関係なし）と 生活に支障がある夫婦（年齢関係なし）への訪問

〈活動を進行するうえで常に行う活動〉

一人暮らしの後期高齢者（75歳以上）と 生活に支障がある老老夫婦（75歳以上）
生活に支障があると判断したひとり暮らし（年齢に関係ない）と 生活に支障がある夫婦（年齢に関係ない）
への訪問をするため、訪問者名簿 及び地図作成。
（訪問者名簿作成は敬老者名簿を活用）（訪問者名簿については別紙書式参照）
「訪問者名簿」は、訪問する高齢者の枠のみ記載する。
（緊急連絡先や向こう3軒両隣りの名前等は、今後の訪問活動を通して随時情報が得られたら加筆していく。）

〈活動計画〉

名簿に基づき年2回訪問する。訪問時期は目安として、各自治会に日時は委ねる。
名簿は、訪問活動を通して随時更新する。

1回目： 6月 1日～ 7月31日の期間

2回目： 11月 1日～12月31日の期間

〈活動方法〉

- ・訪問は必ず2人以上で訪問すること。
- ・訪問日は、高齢者が自宅に多いと判断した日を選ぶ。
（例えば、土・日・祝日の午前中 早い時間が良い）
- ・生活に必要な品（例えば、300円相当の3箱入りティッシュ）を持参し、日常の会話で、お茶飲み話に出てくる内容などを主に話し合う。
（ティッシュは共生会議の費用で購入し、各自治会に配布する）
- ・絆を深めることが目的なので、調査のような感じにならないように注意して、生活上困っていること等の話が出てきた時は、その場で記帳しないで、訪問が終わって戻ってきてから「訪問者名簿個人票」に記帳する。
（訪問者名簿個人票については別紙書式参照）

【令和3年 7月28日（水） 作成】

【令和4年 3月25日（金） 1部改正】

【令和4年 11月25日（金） 1部改正】

御幸ヶ原地区

I 協議体の概要

名 称	御幸ヶ原地区支え合い協議会		
設置年月日	令和2年8月1日	開催頻度	3回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input checked="" type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> その他（ ）	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用（ ）		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 6月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，単位自治会，民児協，地区社協，老人クラブ，市社協等） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体について共通理解を図るとともに，各 地域団体の活動における課題について情報共有を行った。		
平成31年 3月	地区社協，民児協合同会議 → 地域包括ケアシステム，地域の支え合いについて理解を深めるとともに，一 人暮らし高齢者の見守りについて検討を行った。		
令和 2年 4月	自治会長会議 → 第2層協議体設置要件，委託契約の手続き等について共通認識を図った。		
7月	自治会長会議 → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 ・ 各団体間の意見交換 ・ アンケート調査について検討 		
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果を踏まえた，支え合い活動の検討 ・ 民生委員，福祉協力員の見守り活動の連携及び充実に向けた検討 		

II 取組事例

【課題についての意見交換】

第2層協議体で取り組んでいきたいテーマについて意見交換を行った。

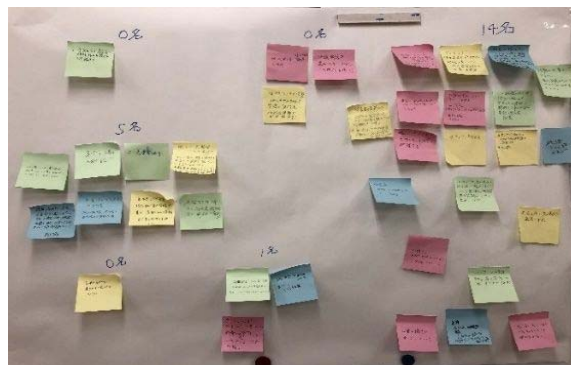
内容： ① 各メンバー3項目程度、現時点で課題として感じていることや、今後検討したい内容を付箋に記入

② 付箋を模造紙に貼り、内容によりグループ分けした上で、意見交換を行った。

<主な意見>

- ・ アンケート調査の実施について
- ・ 見守りが必要な人の把握
- ・ 高齢者の方が集まれる場所が少ない
- ・ 地域内交通や買い物支援が必要
- ・ 福祉マップの作成
- ・ 若い世代の担い手の確保
- ・ 地域住民へのPR、支え合いについての理解を深めてもらう 等

【メンバーの意見を模造紙に貼り、グループ分け】



⇒ 「地域の現状や具体的な課題を把握するためアンケート調査を実施すべき」との意見を集約

⇒ 各団体間で情報共有を行うとともに、アンケート調査を行うことにより、地域の実情に即した課題を集約し、地域に必要な取組を検討していくこととした。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 各地域団体において日頃感じている課題について、情報共有することができた。
- ・ アンケート調査以外にも、今後第2層協議体で取り組んでいきたい内容について、議論することができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

協議体の取組に向けた意見交換を行うことにより、各地域団体の活動における課題を共有でき、地区全体の課題を把握することの重要性を再認識できた。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査を実施し、地区全体の課題や具体的な高齢者の困りごとについて把握を行う。
- ・ アンケート結果を踏まえ、協議体における取組について検討を進める。

御幸ヶ原地区支え合い協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、御幸ヶ原地区支え合い協議会（以下協議会という）という。
本会の事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、厚労省及び宇都宮市が提唱する住民主体の地域包括ケアシステムを御幸ヶ原地区において施行するに当たり、関係機関の協力のもと地域住民が互いに支え合い、安心して自立した生活を送ることができる長寿社会を実現することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、次のものをもって組織する。

- 1 御幸ヶ原地区連合自治会
- 2 御幸ヶ原地区社会福祉協議会
- 3 御幸ヶ原地区民生委員児童委員協議会
- 4 御幸ヶ原地区福祉協力員連絡会
- 5 御幸ヶ原地区老人クラブ連絡協議会
- 6 鬼怒地域包括支援センター
- 7 協議会の目的を理解し、賛同する個人及び団体

(活 動)

第 4 条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 高齢者等の課題把握と、課題解決のための情報発信及び対応策を検討する。
- 2 生活における障害、交通・医療・介護・買い物等の調査及び解決策を検討する。
- 3 地域の理解を深めるため、広報等による周知を図る。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

(役員及び任期)

第 5 条 本会には次の役員を置く

1 会	長	1名
2 副	会 長	若干名
3 理	事	若干名
4 事 務 局 長		1名
5 事 務 局 次 長		1名
6 会	計	1名
7 監	事	2名

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第 6 条 役員を選任方法は下記の通りとする。

- 1 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 2 理事は、連合自治会会長及び副会長、社会福祉協議会会長及び、民生委員児童委員協議会会長とする。
- 3 事務局長、事務局次長、会計、監事は会長の委嘱により、選出し、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、協議会を代表し、会議を招集してその会務を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代理する。
- 3 理事は、会長の招集する理事会において重要案件を協議する。
- 4 事務局長及び次長は、本会の事務を処理し、会計は会計業務にあたる。
- 5 監事は、会計の監査をし、必要な報告をする。

(会 議)

第8条 会議は、基本的に4半期に1回とする。会長が必要と判断した場合はこの限りではない。

全ての会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議事は決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
議長は会長が務める。

(会議の報告)

第9条 会議の開催前及び開催後は、所定の書式にて市高齢福祉課へ報告書を提出する。

(協議会活動と守秘義務)

第10条 本会構成員は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 協議会活動は、支援を必要とする人の立場に立って対応し、支援を望んでいない人に支援を無理強いしてはならない。
- 2 協議会活動においては、相手のプライバシーを尊重しなければならない。
- 3 その立場を利用して行われていると見られるような、政治活動・宗教活動・営業販売活動等を行ってはならない。
- 4 協議会の活動で、知り得た個人情報等の秘密を他に漏洩してはならない。
また、活動中はもちろん活動終了後も同様とする。

(会計年度及び経費)

第11条 1 本会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 2 本会の経費は、市高齢福祉課及び御幸ヶ原地区社会福祉協議会の助成金その他の収入によって充てる。

(補 足)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は正副会長で決める。

付則 この会則は、令和2年8月1日から施行する。

この会則は、令和3年5月20日に改定し施行する。(第3条5を追加) (第11条2を改定)

明保地区

I 協議体の概要

名 称	明保地区「 ^{たい} 支え合い体」		
設置年月日	平成30年10月6日 (現体制：令和4年7月)	開催頻度	4回／年（全体会） 4回／年（見守り活動員連絡会）
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他（ボランティアクラブ）
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成24年 3月	第2層協議体「支え合い体」の母体となる「高齢者見守り安心ネットワーク」を構築		
平成30年 6月	説明会（参加者：まち協，老人クラブ，民児協，地区社協，単位自治会長等） → 第2層協議体について共通理解を図り，今後の取組について検討を行った。		
〃	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステムについて理解を深め，協議体設置に向け検討していくことについて共通認識を図った。		
8月	打合せ（メンバー：まち協，地区社協，民児協，自治会連合会，福祉協力員連絡会，ボランティアクラブ等） → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
10月	第2層協議体「支え合い体」設置		
令和 3年11月	地区社協が「高齢者見守り活動」を明保地区明るいまちづくり協議会と共に「地域共生社会推進事業」として取り組むこととした。		
令和 4年 7月	これまでの組織体制を見直し，「高齢者見守り活動」をより一層の活性化及び目に見える具体的実践活動として推進することを目指して新体制を発足		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 地区内のサロン，クラブ及びサークルを一覧にまとめ，周知 日常生活の困りごとについてアンケートを実施 		
支え合い活動について (見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討 見守り活動における個人情報の取扱いについて議論 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌等を活用した，協議体活動の周知について検討 		

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う支え合いの仕組みづくり】

明保地区第2層協議体「支え合い体」の組織体制

全体会議 (事務局：明保地区明るいまちづくり協議会)	
目的・役割	①「見守り活動員連絡会」の報告を受け、情報の共有を図り、見守り活動における課題・課題などの対応策について検討し、その解決に努める。 ②高齢者の生活困難状況(交通・医療・介護・買物など)についての実態を把握し、それらを踏まえた支え合いの仕組みづくりを行う。
メンバー	○明保地区自治会関係者 ・明るいまちづくり協議会会長、各自治会会長、各自治会役員(ブロック長・組長・区長など) ○明保地区関係団体 ・社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連絡協議会会長、ボランティアクラブ会長 ○各自治会ごとに見守り活動員リーダー (民生委員の担当地区毎に編成されたグループのリーダー) ○地域包括支援センター紙上(1名)
開催頻度	年4回(6・9・12・3月)



見守り活動員連絡会 (事務局：明保地区社会福祉協議会)	
目的・役割	①見守り活動員は、日常的な見守り活動に加え、約3ヶ月に一度、定期的な訪問調査を行う。 ②「高齢者見守り訪問調査票」をもとに、グループ毎に調査した結果について情報交換を行い、対象者の生活実態を把握する。 ③各自治会毎に編成されたグループは、個々の対象者の「高齢者見守り訪問調査票」において、異様な状況や課題・課題などを「グループ集計表」にとりまとめ、翌月の「見守り安心ネットワーク全体会議」に報告する。 ※具体的には、「高齢者見守り安心ネットワーク実施要領・マニュアル」にもとづき、実践活動を行う。
メンバー	○民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、対象者の近隣者
開催頻度	年4回(5・8・11・2月)

明保地区明るいまちづくり協議会と明保地区社会福祉協議会が連携。

見守り活動における課題・課題に対する対応策の検討や支え合いの仕組みづくりを行う「全体会議」(明保地区明るいまちづくり協議会が事務局)と、見守り活動の情報共有等を行う「見守り活動員連絡会」(明保地区社会福祉協議会)を設置し、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりに向けた検討を行っている。

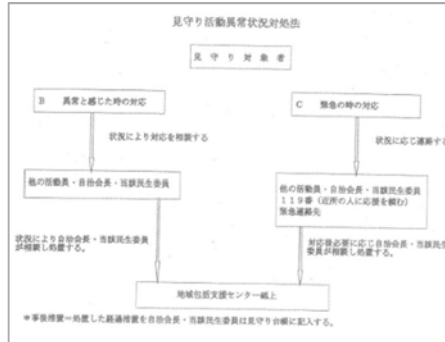
【「明保地区高齢者見守り安心ネットワーク」の充実に向けた検討】#

経緯：平成24年 1月～ 民生委員、福祉協力員等を中心に見守り活動を開始
令和 2年 1月 マニュアルの見直し及び名簿の更新について検討
内容：見守り体制、訪問調査の方法、緊急時の対応フローなど

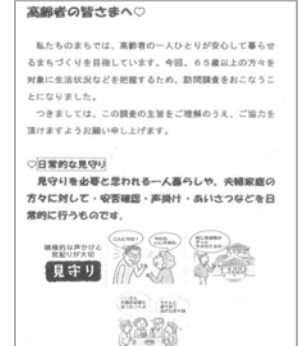
【マニュアル】



【対応フロー図】



【周知用チラシ】



効果 (検討中の場合は、期待する効果)

見守りが必要な高齢者の継続的な把握や、地域の実情に応じた見守りの方法を随時検討していくことにより、見守り活動の更なる充実につながった。

III 協議体を設置して、良かったこと

コロナ禍において、高齢者への見守り活動は、従来に増してその必要性が求められているということや、目に見える具体的活動としての共通認識を図ることができた。また、体制を整理することにより、「支え合い体」の目的・役割等について理解浸透を図ることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 新組織体制による「支え合い体」の活動の定着化及び継続的な実施
- ・ 見守り活動により高齢者の生活困難状況の実態を把握し、困っている方へ支え合いの手を差し伸べられるような「生活支援の仕組みづくり」の検討

明保地区高齢者見守り安心ネットワーク実施要領

1.ねらい

急速な高齢化と核家族化の進行に伴い、家族や地域社会の関係が希薄化するなかで、一人暮らし高齢者や老老世帯の方々が地域社会から孤立する現象が増えている状況にあります。これらの高齢者が住み慣れた地域のなかで安心して生活ができるよう「地域における日常的な見守り」と「公的な福祉サービス」と協働した「見守り安心ネットワーク」を構築し、住民参加による実践力のある仕組みづくりにより、暮らしやすい安心なまちづくりを築くことをねらいとする。

2.対象者

見守り安心ネットワーク実施の対象者は、70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯（どちらも80歳以上）において下記事項に該当すること。

- ①身体又は精神上日常生活に支障がある方
- ②近隣者及び親族の交流が少なく、日常の安否の確認が困難な方

3.見守り活動員

- ・対象者の「日常的な見守り」と「公的な福祉サービス」を行うために「見守り活動員」を置く。
- ・見守り活動員は自治会毎に次の者とする。
民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長)及び対象者の近隣者

4.見守り安心ネットワーク全体会議

- ①「見守り活動員連絡会」の報告を受け、情報の共有化をはかり、見守り活動における問題点・課題などの対応策について検討し、その解決に努める。
- ②高齢者の生活困難状況(交通・医療・介護・買物など)についての実態を把握し、それらを踏まえた支えあいの仕組みづくりを行う。
 - ・開催頻度は年4回(6・9・12・3月)とする。
 - ・会議の構成員は、明るいまちづくり協議会会長、各自治会会長、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連絡協議会会長、ボランティアクラブ会長、各自治会毎の見守り活動員リーダー、地域包括支援センター砥上(担当者1名)とする。

5.見守り活動員連絡会

- ①見守り活動員は日常的な見守りに加え、約3ヶ月に一度、定期的に見守り活動を実施することとし、「高齢者見守り訪問調査票」により調査した結果について情報交換を行い、対象者の生活実態を把握する。
- ②各自治会毎に編成されたグループは、個々の対象者の「高齢者見守り訪問調査票」において、異常な状況や問題点・課題などを「グループ集計表」にとりまとめ、翌月の「見守り安心ネットワーク全体会議」に報告する。
 - ・開催頻度は年4回(5・8・11・2月)とする。

- ・会議の構成員は、民生委員、福祉協力員、自治会役員(ブロック長・組長・区長など)、対象者の近隣者とする。

6.見守り活動の実施手順

- ①見守り対象者の把握 (別紙により毎年見直しをする)
- ②高齢者見守り訪問調査票の作成 (様式1-1) 又は (様式1-2)
- ③見守り対象者台帳の作成 (様式2)
- ④緊急安心カードの配布及び記入補助
- ⑤訪問調査票のグループ集計表作成 (様式1-3)

附則

- ・平成24年 3月15日 制定
- ・令和 2年 9月 5日 改定
- ・令和 4年 6月 7日 改定

築瀬地区

I 協議体の概要

会議名	福祉推進協議体		
設置年月日	令和元年9月5日	開催頻度	4回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input checked="" type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input checked="" type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他 (地域サポーター)
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用 ()		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年 ～30年	地域ケア会議 (メンバー: 単位自治会長, 民児協, 福祉協力員等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体等について, 単位自治会ごとに共通理解を図り, 地域の良いところや課題について意見交換を行った。		
平成30年9月	地域ケア会議 (全体会) (メンバー: 自治会連合会, 単位自治会, 民児協, 福祉協力員連絡会, 給食ボランティア等) → 他地区の取組事例を参考に, 地域の支え合い活動について理解を深めた。		
令和元年9月	連合自治会が中心となり, 第2層協議体の設置について合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの情報提供 各地域団体から得た情報をもとに, 意見交換を行うことにより, 地域の課題を把握 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全情報キットの更新・運用方法の見直し 空き家等を活用した居場所づくりの検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 福祉協力員の増員の検討 		

II 取組事例

【安心・安全キットの再配付】

経緯：令和元年10月 キットの配付対象者や優先順位について意見交換

11月 自治会長・民生委員・福祉協力員が連携して配付を行うことで合意

令和2年 2月 配付の際にキットの説明を一人ひとりに丁寧に行うことを確認

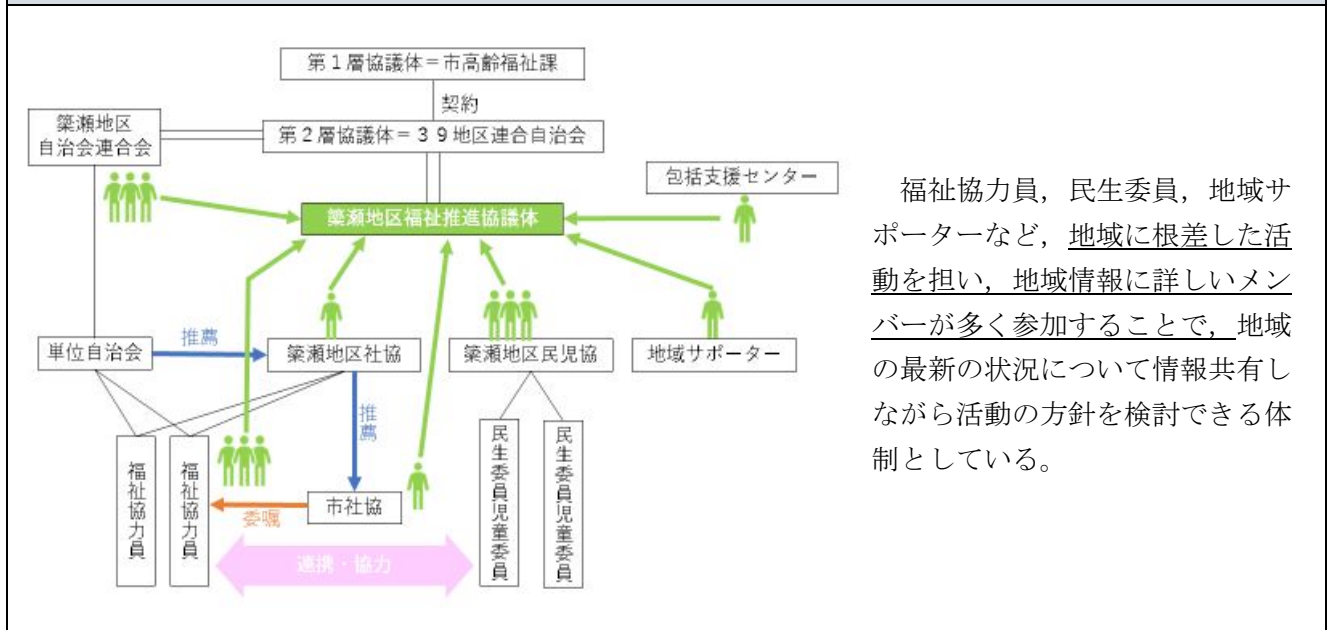
11月 キットの配付を通して、見守り対象者の把握も検討

※ 令和2年4月から配付を開始し、サロンの参加者にもその場で名簿に記入してもらうなど、対象者拡大に努めている。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付し情報の更新等を行うことで、緊急時の適切な対応に繋がる。

【「地域に根差した」運営体制の構築】



福祉協力員，民生委員，地域サポーターなど，地域に根差した活動を担い，地域情報に詳しいメンバーが多く参加することで，地域の最新の状況について情報共有しながら活動の方針を検討できる体制としている。

III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の課題を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 空き家等を活用した居場所づくりの検討
- ・ 高齢者の居場所から発展させ、地域食堂や買い物のできる場所、避難所など、地域の人々が集まることができる場所にする。
- ・ 若い世代を含めた福祉協力員及び地域サポーターの増員に向けた検討を行う。

築瀬地区福祉推進協議体会則

第1条（名称）

この会は、築瀬地区福祉推進協議体（以下本会）と称す。

第2条（事務局）

本会の事務局を築瀬地域コミュニティセンターに置く。

第3条（目的）

地域住民相互関係を密にし、住民による地域の高齢者や障害者を積極的に福祉を幅広く推進することを目的とする。

第4条（組織）

本会は、築瀬地区連合自治会と、福祉協力員、民生委員、地区社協、地域サポーターで各3名を互選し組織する。但し地域サポーター~~は~~は増員することができる。

第5条（経費）

本会の運営に必要な経費は、委託金や助成金、その他の収入を以て充てる。

第6条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、自治会加入者に限り、次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域包括センター御本丸での会議や勉強会、情報交換等、積極的に参加する。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

第7条（役員）

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監査1名
- (4) 会計は会長が1名委嘱する。

第8条（役員の仕事）

- (1) 会長は、会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に不都合が生じた時は、その職務を代行する。

第9条（役員の仕事）

- (1) 役員の仕事は2年^と考し再選は妨げない、但し補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第10条（会議）

- (1) 定期会議は、年4回
- (2) 会長が必要に応じて招集し、会議の議長を務める。

第11条（補則）

- (1) 本会則に定める他に、本会運営に関して必要な事項は、役員会にて定める。
- (2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1、本会則は、令和元年9月1日より施行する。

陽光地区

I 協議体の概要

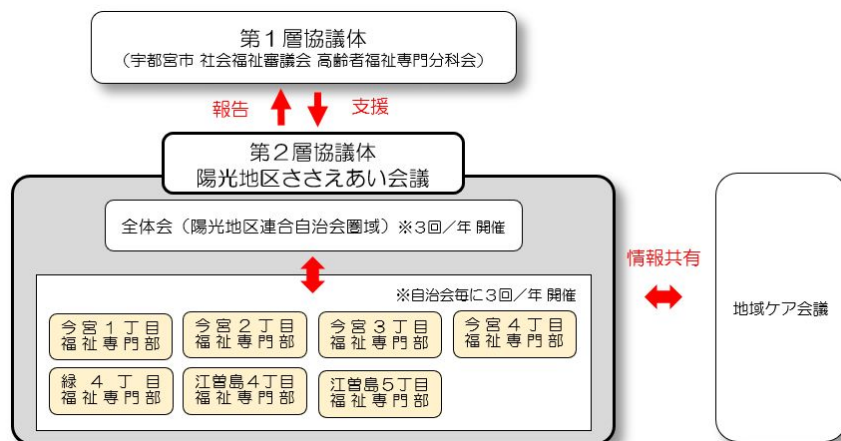
名 称	陽光地区ささえあい会議		
設置年月日	令和2年4月1日	開催頻度	3回/年(全体会) 3回/年(単位自治会)
構成団体(◎:事務局)			
○ 連 合 自 治 会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他(地域ビジョン福祉部会)
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 ～ 令和元年	連合自治会が中心となり、各単位自治会に「福祉専門部会※」を設置 ※ 単位自治会において、自治会長、民生委員、福祉協力員等で構成し、高齢者をはじめとした福祉的な課題について検討する組織		
令和元年5月	まちづくり協議会に「福祉部会」を設置		
令和2年3月	自治会長会議 → 第2層協議体を新規に設置することについて合意形成		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、情報提供 高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果を踏まえた生活支援サービスの検討 		

II 取組事例

【自治会「福祉専門部」を中心とした協議体運営】

内 容： 単位自治会の「福祉専門部」においては、自治会圏域の課題の把握や取組の検討を行い、「全体会」においては、陽光地区全域における課題の把握や取組方針の検討や自治会への周知等を行うことにより、地域ぐるみの活動を行う体制としている。

【陽光地区ささえあい会議の推進体制】



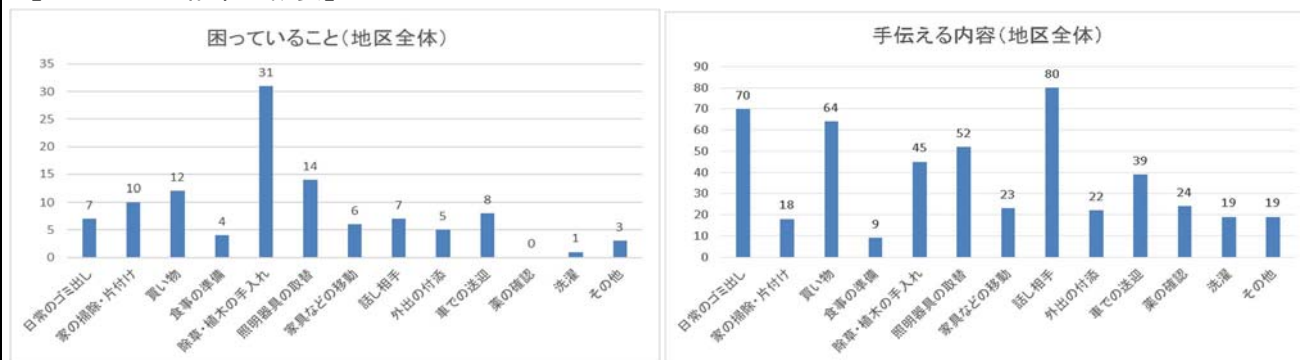
【高齢者の困りごとに関するアンケート調査の実施】#

対 象： 65歳以上の自治会員

内 容： 日常生活上の困りごと（ごみ出しや掃除など）や、支援の担い手について把握するもの

方 法： 単位自治会毎に、回覧等により配布、回収

【アンケート結果の概要】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域課題や担い手について把握することができた。また、第2層協議体の活動の周知につながった。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

単位自治会を中心とした組織とすることにより、地域情報の集約や共有、単位自治会の取組の集約や、地域ぐるみによる取組の検討を行うことができるようになった。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を活用し、生活支援サービス（ボランティア活動）の検討を行う。
- ・ 各自治会における「福祉専門部」を継続的に開催するとともに、地域ケア会議との連携による課題の把握を行いながら、支え合い活動の創出に向けた検討を進める。
- ・ 若い世代を含めた、担い手となる人材の確保及び充実に向けた検討を行う。
- ・ 単位自治会ごとのコーディネーターの設置に向けた検討を行う。

「陽光地区ささえあい第2層協議体」設置要綱

(通 則)

- 第1条 本要綱は、「陽光地区ささえあい第2層協議体」(以下「地区ささえあい会」という。)を推進するための基本的事項をまとめたものである。
- また、その推進にあたっては、地域ビジョンの柱立てにある「高齢者が生きがいを持って、はつらつと暮らせるまちづくり」の具現化を図るため、福祉活動に係る組織強化・財政強化を図り推進する。

(構成委員)

- 第2条 会則第3条の(1)地区連合自治会圏域(全体会)の会長は、地区まちづくり推進協議会福祉部会長(地区社会福祉協議会長)を充てる。

(事務局)

- 第3条 「地区ささえあい会」を推進するための事務局は、陽光地区まちづくり推進協議会内に置く。

(本会の業務)

- 第4条 本会は、地域包括センター地域ケア会議との連携協議を基に、陽光地区における地域の生活環境や住民ニーズを掌握し、それらを踏まえた地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究しながら、会則第5条で定める諸活動を推進する。

- (付 則) 本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

陽光地区ささえあい会議会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、陽光地区ささえあい会議と称し、事務所を陽光地域コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、陽光地区の住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター・陽光地域ケア会議及び地域の様々な関係者との情報共有や連携強化を図る。また、地域の生活環境や住民のニーズを掌握し、地域の様々な支え合いの仕組みづくりを調査研究し、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため「第2層協議体」を設置する。

(組織)

第3条 本会は、陽光地区連合自治会圏域に「全体会」を設置し、単位自治会圏域の各福祉専門部（以下、「自治会福祉専門部」という）が行う地域資源やニーズの把握、課題の抽出、必要な支え合い活動の検討などを補助するとともに、各自治会福祉専門部での取組状況などの情報共有を行うこととし、これら全体をもって「陽光地区第2層協議体」とする。

2 「全体会」及び「自治会福祉専門部会」の構成は、次の各号の役職にある者をもって組織する。

(1) 陽光地区連合自治会圏域（全体会）

- ア 陽光地区連合自治会長
- イ 陽光地区内7自治会長
- ウ 陽光地区連合自治会・まちづくり推進協議会事務局長
- エ 陽光地区社会福祉協議会会長
- オ 地域ビジョン・福祉部正副会長
- カ 陽光地区民生委員・児童委員協議会長
- キ 陽光地区老人会連合会長
- ク 陽光地区健康づくり推進協議会長
- ケ 緑が丘・陽光地域包括支援センター
- コ その他本会の目的・事業に係る関係機関・団体及び個人等
(オブザーバー) △宇都宮市高齢福祉課 △宇都宮市南市民活動センター △市社会福祉協議会南部ブロック担当

(2) 単位自治会圏域（自治会福祉専門部会）

各自治会の福祉専門部は、各自治会の推薦者により構成する。

(例) 自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲のある地域住民等

(会 議)

第4条 本会の会議は、全体会及び自治会福祉専門部会とし会長が招集する。開催については、全体会議は年2回、自治会福祉専門部会議は年3回とする。

(本会の業務)

第5条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステム第2層協議体として、地域ケア会議と連携を図り、地域住民が主体的に活動できる「介護予防」、「生活支援」と、これにつなげる「見守り活動」を効果的に推進するため、定期的に会合を持ち、次に定める業務を推進する。

- (1)地域住民が主体となって、高齢者の生活を支える体制づくりを図る。
- (2)高齢者の生活における隘路(交通・医療・介護・買い物等)の実態調査とそれらを踏まえた支援活動の仕組みづくりの調査研究を行う。
- (3)第2層協議体「ささえあい会」の組織体制の構築とアクションプランのスケジュールを明確にして適時、推進展開する。
- (4)認知症に対する地域理解と地域支援の在り方など研究し、対応策を推進する。
- (5)地域住民が気楽に集まれる場所・機会づくりや元気な高齢者づくりの手立て、参加誘導策を推進する。
- (6)地域住民への理解を図るため、広報による周知を図る。
- (7)日常の生活行動困窮者の実態を踏まえた支援策の研究構築。
- (8)「高齢者一人暮らし見守りネットワーク」のフォローアップの推進。
- (9)自治会福祉専門部会から負託された事項
- (10)その他推進活動における課題の解決。

(本会活動の中核的組織)

第6条 本会の活動は、第2条に定める目的を遂行するための資源として開発された地区内自治会が組織する「自治会福祉専門部会」が中核となって推進する。

2 「自治会福祉専門部会」が行う具体的な活動は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 介護予防： 生活機能の低下予防につながるような外出や交流しやすい環境整備と身近な地域での健康づくり・生きがいつくり活動
- (2) 生活支援： 安否確認を兼ねて行う清潔の保持に繋がる簡単な生活支援及び地域の支え合い体制の構築・整備と生活上のニーズに応じたサービスの提供と支援

- (3) 見守り：地域住民相互が日常でのさりげない挨拶・声掛けや目配り及び訪問等により、高齢者等が安全・安心な生活を確保する環境の醸成。
- 3 前項のうち介護予防・生活支援活動については、地域包括支援センターと緊密な連携を諮り遺漏なきを期するものとする。
- 4 第2層協議体で解決が困難な市域全域に関するような大きな課題については、宇都宮市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会が担う第1層協議体に報告又は必要な情報提供の支援を受ける。

(役員)

第7条 本会の陽光地区連合圏域(全体会)に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (3) 副会長 若干名 |
| (2) 理事 若干名 | (4) 会計 1名 |
| (5) 監事 2名 | |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおり行う。

- (1) 全体会の会長は、陽光地区社会福祉協議会長を充て、他は構成員の互選により決定する。
- (2) 各自治会の福祉専門部会の役員は、全体会に準じて、各自治会の構成員の互選により決定する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を執行及び統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営と執行にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を掌る。
- 5 監査は、本会の会計業務を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会費)

第11条 本会の経理は、市委託金及びその他の経費を持って充てる。

(付則) この会則は、令和2年4月1日から施行する。

陽東地区

I 協議体の概要

会議名	陽東地区まちづくり協議会 陽東地域支え愛会		
設置年月日	平成30年12月19日	開催頻度	6回/年(全体会) 3~6回/年(単位自治会)
構成団体(◎:事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> その他()	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用()		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時期	内容		
平成12年頃~	見守り活動会議の取組開始		
平成27年8月	生活支援ボランティア「お助け隊」を結成(陽東地区社協)		
平成29年10月	地域ケア会議(メンバー:自治会連合会,まち協,地区社協,民児協,老人クラブ,社会福祉法人等) →第2層協議体,地域における支え合い活動について共通理解を図った。		
平成30年12月	地域ケア会議 →地域ケア会議を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
〃	第2層協議体設置		
令和2年4月	まちづくり協議会に「陽東地域支え愛会」を設置し,当会議が第2層協議体の役割を担うこととした(「地域ケア会議活用型」から「新規設置型」へ移行した。)		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと,議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各団体からの活動報告 地域包括支援センターや民生委員からの情報提供 地域ビジョン策定にあたりアンケート調査を実施 		
支え合い活動について (見守り活動,居場所づくり,生活支援ボランティア等)	<p>【見守り活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りチェックリスト(地区独自)の作成 SOS連絡票の周知及び活用に向けた検討 <p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふれあい食事会」,「おもいやり食堂」の充実に向けた検討 <p>【生活支援ボランティア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償ボランティア「お手伝い隊」の充実に向けた検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 陽東支え愛会だよりの発行 健康づくりマップの作成 		

II 取組事例

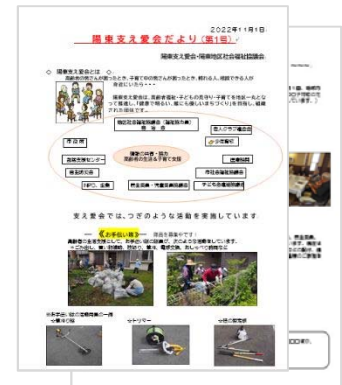
【無償ボランティア「お手伝い隊」の充実に向けた検討】#

地区社協が中心となり実施してきた無償ボランティア「お手伝い隊」について「陽東支え愛会だより」により活動報告を行うとともに、課題への対応策や利用促進に向けた検討を行っている。

【陽東支え愛会だより】

【「お手伝い隊」の概要】

- 主 体： 陽東地区社会福祉協議会
対 象： 一人暮らし高齢者、老々世帯、障がいのある方
内 容： 資源物の回収、買い物、電球交換、草刈り枝切り、傾聴等
費 用： 原則、無料
※ 資材や運搬費などの実費は有料
担い手： 回覧により随時募集



効果

支援活動を通じて、支援が必要な高齢者の状況の把握を行うとともに、周知活動を通じて、担い手の増加に繋がった。

【陽東地区「健康づくりマップ」の作成】#

地域住民の主体的な健康づくりを目的とし、介護予防に役立つ地域資源を「見える化」した「健康づくりマップ」を作成した。

【経緯】

- 令和元年 8月 介護予防に役立つ情報、ウォーキングコース・通いの場等の掲載内容について検討
10月 掲載内容の確認及びレイアウト等の整理
12月 陽東地区広報誌に掲載

【健康づくりマップ】

【掲載内容】

サロンやサークル・クラブ活動、通いの場など



効果（検討中の場合は、期待する効果）

介護予防に役立つ地域資源について、広く情報提供を行うことにより、地域住民が主体的な健康づくりを継続していくための啓発を行うことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- 各地域団体の活動を報告することにより、地域の福祉活動の状況を共有し、課題を把握することができた。
- 「健康マップ」や「思いやり食堂」など、地域のニーズに応じた取組の創出につながった。

IV 今後の方向性

- 見守り活動、生活支援ボランティア等の既存の取組の継続的な実施
- 引き続き、各団体の活動報告及び問題点を共有することにより、課題を抽出し、新たな支援を検討（災害時の要援護者の具体的な支援方法、若い世代の担い手の発掘、世代を超えた交流等）

陽東地区健康づくりマップ

～子どもから大人まででだれでもウエルカム～

サロン

No.	サロン名	実施日	時間
1	にこにこ会	第1・3月	10:00～12:00
2	さつき会	第1・3金	9:30～11:30
3	さくら会	第2・4金	10:00～12:00
4	あけぼの会	第2・4月	10:00～12:00
5	サロンすいせん	第2・4木	10:00～12:00
6	輪唱会	毎月・水・金	13:00～15:30
7	ふれあい健康サロン	毎火	14:00～16:00

☆体操や茶話会などの活動を通して、同じ地域の住民同士が仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げる交流の場です。

【お問合せ】

陽東地区社会福祉協議会
地域包括支援センター TEL.660-1414

アオラー而今

No.	教室名	実施日	時間
1	折り紙	第2・4水	14:00～
2	ヨガ・筋肉活動	毎週水	14:00～
3	男ダン・トレ	毎週木	14:00～
4	ふれあいサロン ※お茶を飲みながらの自由なお喋り	月～金	13:30～

☆敷地内に地域や多世代交流が図れる地域交流棟を併設し住民の方が気軽に参加に参加できる場を提供しています。

【お問合せ】

アオラー而今 TEL.683-4001

自主的な活動

No.	内容	場所	実施日	時間
1	ラジオ体操	陽東小学校 さくら台公園	月～日	6:30頃～
2	ウォーキング	陽東小学校	第1・2木	4～11月 9:00～12～3月 9:30～
3	ストレッチ体操	陽東コミセン	第3木	13:30～14:30
4	ベタンク	かぶと虫公園	毎火・金	9:00～12:00
5	グラントゴルフ	工学部グラウンド	毎木	9:00～11:00
6	健康体操、健康講座、健康相談、健康散策など	みんなのたまり場「陽だまり」陽東3-12-8	曜日ごとに各班が楽しく継続できる健康づくりに取り組んでいます。	

【お問合せ】

- ①②直接現地 (※陽東小学校は春～秋頃の実施)
- ③④陽東地区健康づくり推進協議会 (※さくら台公園は5月初旬～11月初旬の実施)
- ⑤⑥地域包括支援センター 平石地区市民センター TEL.661-2369
- ⑦断木保健医療生活協同組合 TEL.652-3714

健康づくりについて

陽東地区の皆様が、健康でいきいきと充実した毎日を過ごしていくためには、1人ひとりが健康への関心を高めることが重要です。

運動は、生活習慣病や心の健康等、生活の質の改善に効果があります。是非、健康づくりと向き合い、周りの方と声掛け合って、活動しましょう。身近な健康づくりの情報として「陽東地区健康づくりマップ」をご活用ください。

地域包括支援センター石井・陽東センター長 景山 真由美



地域でこんな活動をしています

【サークル】
陽東コミュニティセンターでは、曜日ごとにたくさんの団体が活動しており、随時会員を募集しています。
【お問合せ】
陽東地域コミュニティセンター
TEL.662-6269

【サンクススポーツクラブ陽東】
子どもから高齢者まで、誰でも参加でき、気軽にスポーツを楽しむ自主運営・受益者負担の総合型地域スポーツクラブです。小中学校などを主な活動場所として、いろいろな教室が開催されています。
【お問合せ】
クラブマネージャー 野澤様
TEL.090-4722-8053

【老人福祉センターふれあい荘】
高齢者が健康で明るい生活を営むための各種の相談や、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの場の提供などを行っています。
【お問合せ】
ふれあい荘 TEL.663-3156

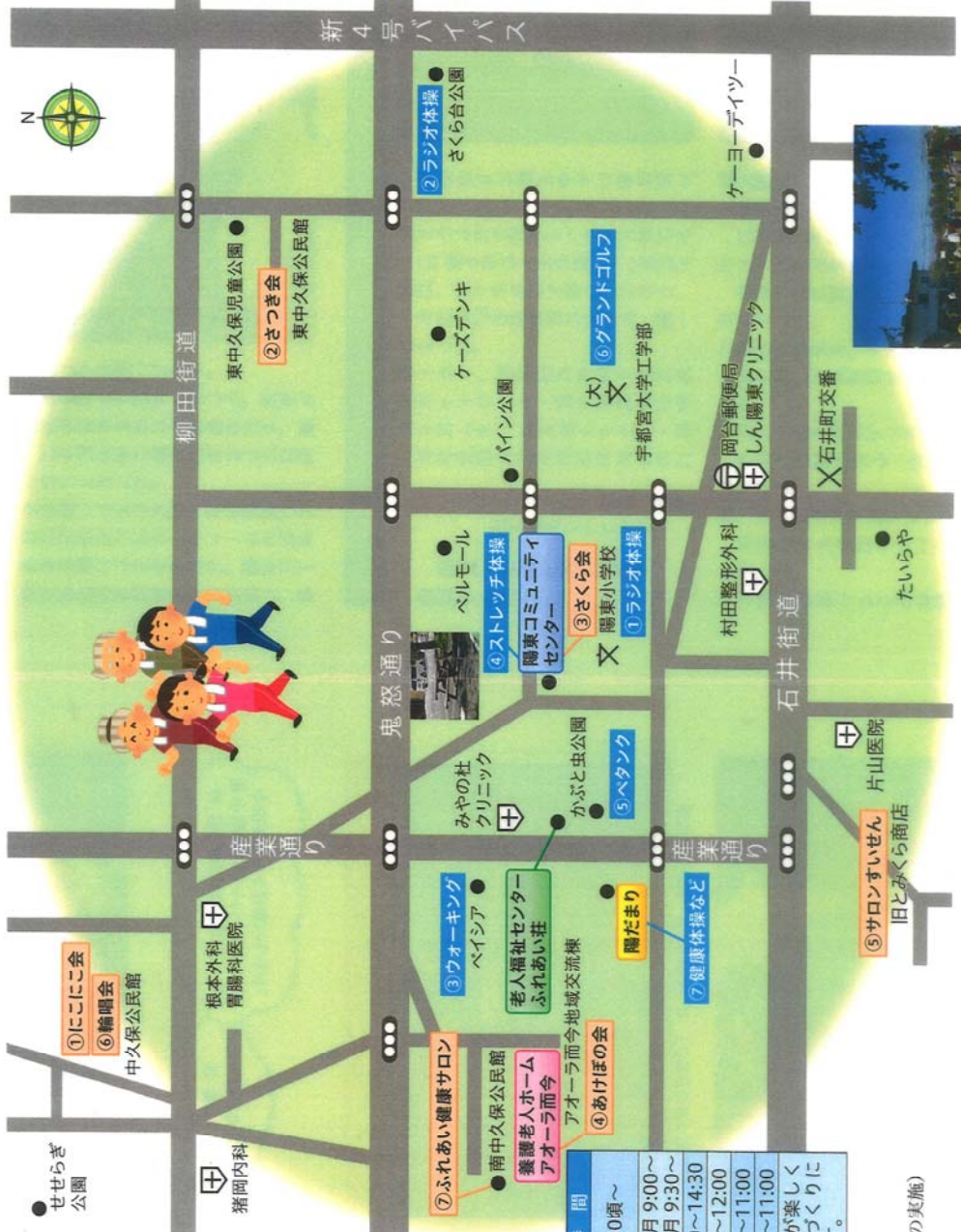
老人クラブ

No.	クラブ名	自治会
1	東生会	彼が丘・東岡台
2	東峰クラブ	東峰西・東峰中東
3	中久保長寿会	南中久保
4	松寿会	松ヶ丘
5	昌陽会	中久保
6	東中久保長寿会	東中久保
7	ふたばクラブ	ふたば

☆健康づくりや地域づくり、生きがいづくりなど、生活や地域を豊かにする活動に取り組んでいます。

【お問合せ】

各自治会の老人クラブ



陽南地区

I 協議体の概要

名 称	陽南地区支え合い委員会		
設置年月日	令和2年11月18日	開催頻度	3回/年（全体会） 12回/年（常任理事会）
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> その他（自主防災会、婦人防火クラブ）	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="checkbox"/> 既存会議活用（ ）		<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 5月	勉強会（参加者：単位自治会長，民生委員，福祉協力員） → 地域支え合いの仕組みづくりについて，共通理解を図った。		
平成31年 3月	勉強会（参加者：自治会連合会，地区社協，民児協，その他有志住民） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体の概要について共通理解を図り，今後の地域福祉の課題について検討を行った。		
令和 元年11月	関係者会議（メンバー：地区社協，民児協，老人クラブ，単位自治会長，民生委員，福祉協力員，市社協，包括） → 市内の第2層協議体の取組状況について情報共有し，協議体設置に向けた進め方について検討を行った。		
令和 2年10月	まちづくり協議会推進委員会 → 第2層協議体の設置について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置準備会議 → 第2層協議体会則案，組織体制，名称等について検討を行った。		
11月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で取り組んでいる9つの福祉サービス事業について，現状と問題点・課題等を整理 	
支え合い活動について (見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者名簿及び安心・安全情報キットの更新 ・ サロンを開設している自治会の代表者間の情報共有を目的としたサロン連絡会の開催（毎年開催予定） 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2層協議体（支え合い委員会）の会報第1号（地域福祉サービス事業の紹介）の発行及び会員への配布 	

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う仕組みづくりの構築】

内容： 協議体の構成団体を常任団体と関係団体に分け、テーマごとに参加団体を加えながら、地域ぐるみで情報共有、課題の検討を行う組織体制とした。情報共有にあたっては、「地域福祉事業調査票」を活用し、テーマの優先順位や情報の整理を行っている。

【陽南地区ささえあい委員会の推進体制】

協議テーマ 構成団体名	テーマの優先順位					
	災害時 要援護者 支援制度	ふれあい・ いきいき サロン事業	ひとり暮らし高 齢者ふれあい 会食事業	安心・安全 情報キット 配付事業	あったか集 い・ふれあ い訪問事業	高齢者 愛の訪問 事業
まちづくり協議会	○	○	○	○	○	○
連合自治会	○	○	○	○	○	○
社会福祉協議会	○	◎	○	○	○	○
民生委員児童委員協議会	○	○	◎	○	◎	○
福祉協力員連絡会	○	○	◎	○	○	◎
老人クラブ連合会	△			△		
健康づくり推進委員会		△				
自主防災会	◎			△		
婦人防火クラブ	△					
その他①()						
その他②()						
その他③()						
地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○

※ ◎印は事業の実施又は代表団体。○印は協力団体。△印は関係団体。

【地域福祉事業調査票】

各地域団体の活動内容や課題について「見える化」を行い、情報共有、解決方法の検討を行う。

検討内容（想定）

- ・ コロナ禍におけるサロン活動のあり方
- ・ 見守り活動における民生委員と自治会の連携方法 など

効果（検討中の場合は、期待する効果）

団体の垣根を超えて、地域ぐるみで各団体が行う事業の共通認識や、課題の解決に向けた連携方法などの検討を行うことができた。また、地域で取り組んでいる福祉サービス事業の検証を行うことにより、高齢者の生活支援に繋がる検討を行うことができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

自治会はもとより、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉協力員会等の地域団体間で情報共有や高齢福祉に係る議論を行うことにより協力・連携体制が整った。

IV 今後の方向性

地域の高齢者への支え合いに関する意向調査（アンケート）を実施し、その結果を踏まえて今後の取組の検討を行う。

陽南地区支え合い委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、地域包括ケア第2層協議体の名称を陽南地区支え合い委員会（以下、委員会という）とし、事務所を陽南地域コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、陽南地区の高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、行政をはじめ医療や介護などの関係組織と連携して、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため委員会を設置する。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる地域団体及び関係組織の代表者によって構成する。

(1) 地域団体

- | | |
|------------------|-------------|
| ア まちづくり推進協議会 | 【必要に応じて参加】 |
| イ 連合自治会 | キ 老人クラブ連合会 |
| ウ 社会福祉協議会 | ク 健康づくり推進員会 |
| エ 民生委員児童委員協議会 | ケ 自主防災会 |
| オ 福祉協力員連絡会 | コ 婦人防火クラブ |
| カ 地域包括支援センターようなん | ※ウ・エ・オは重複あり |

(2) 関係組織（オブザーバー）

- ア 宇都宮市高齢福祉課地域包括ケア推進室
- イ 宇都宮市南市民活動センター
- ウ 宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課

(本会の業務)

第4条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステムの主旨に賛同し、地域住民が主体的に活動する介護予防や生活支援などに繋がる様々な福祉サービスを効果的に推進するため、定期的に会合を持ち次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地区内の高齢者に関する現状の把握とその情報を共有する。
- (2) 地域住民が主体となって高齢者の生活を支える地域における体制づくりを行う。
- (3) 地域内における高齢者に関する生活支援のニーズを把握する。
- (4) 上記の課題解決のため、協議・連携してその方策を検討し取り組む。
- (5) その他、必要に応じた事業を行う。

(役員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|--------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 会計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 監事 | 1名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 | | |

2 役員は、地域団体の構成員及び事務局員（事務局長及び同次長）をもって充て、任期は所属する団体の任期とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を執行及び総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 常任理事は、会務の運営と案件を審議する。

5 会計は、本会の経理を掌る。

6 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、全体会及び常任理事会とする。

(全体会)

第8条 全体会は、第3条に掲げる者で構成し、会長が招集する。開催は概ね4半期に1度程度とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでない。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、第3条(1)の常任理事と第5条2に掲げる事務局員で構成し、概ね月1回開催し委員会の活動に関する意見交換、課題の洗い出し検討及び全体会に付議する事項を話し合う。ただし、必要に応じて他の委員の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会に事務局を置き、会長が事務局長1名及び事務局次長1名を指名する。

(経費)

第11条 本会の経費は、市の委託費及びその他をもってこれに充てる。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て、会長が別に定める。

付則 この会則は、令和2年11月18日から施行する。

横川地区

I 協議体の概要

名 称	いきいき会議		
設置年月日	令和2年7月16日	開催頻度	6回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他（ 青少年育成会 ）
設置方式			
<input type="checkbox"/> 新規設置	<input type="checkbox"/> 既存会議活用（ ）		<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 7月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、地区社協、民児協、育成会、老人クラブ、市社協、包括） → 第2層協議体の設置に向けた、今後の取組の方針について検討		
平成31年 1月	地域ケア会議 → 第2層協議体設置に向けたスケジュールについて検討		
令和 元年 7月	地域ケア会議 → 協議体設置に向けた勉強会の開催方法について検討		
令和元年 11月 ～ 令和2年 2月	勉強会①（参加者：民児協、地区社協、老人クラブ、民生委員、福祉協力員、介護事業者、包括、その他有志住民） → 第2層協議体の概要について共通理解を図った。 （以下、勉強会については、東・西・中央ブロックに分けて実施） 勉強会②（参加者：自治会連合会、地区社協、老人クラブ、民生委員、福祉協力員、介護事業者、包括、その他有志住民） → 助け合い活動の体験ゲーム、地域課題に関するグループワークを行った。 勉強会③（参加者：勉強会②と同様） → 横川地区の支えあい活動についてグループワークを行った。		
令和 2年 1月	地域ケア会議 → 第2層協議体の運営方法について検討		
7月	地域ケア会議 → 横川地区地域ケア会議を第2層協議体に位置づけることについて合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターからの情報提供 ・ 各地域団体や単位自治会の取組について事例発表 		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の好事例に係る情報共有を通じた取組の検討 		

II 取組事例

【ブロック制による協議体運営】

【単位自治会いきいき会議】※主催は各単位自治会

自治会長、民生委員、福祉協力員、ことぶきクラブ会長等が集まり、話し合う会議

(参加者)原則、自治会長、民生委員、福祉協力員、ことぶきクラブ会長を中心とし、
その他のメンバーは各自治会で自由に選定します
(開催例)・自治会役員会に合わせて開催、敬老会の打合せに合わせてなど自治会の状況に
合わせて開催します(開催回数、開催時間は自治会ごとに決めます)
・見守り活動会議の活用
(内 容)地域の情報交換、あるもの探し(社会資源の調査)、支え合いの創設など勉強会の
内容を参考に、話し合いを行います

【いきいき会議情報交換会】主催は地域包括支援センター

単位自治会ごとの取り組みを、西・中央・東のブロックごとや横川地区全体として話し合う場

(参加者)各自治会の協議体メンバー
(内 容)自治会の取り組み状況の発表、共通の課題についての情報交換、勉強会等

【横川地区いきいき会議】主催は地域包括支援センター

横川地区全体として支え合いの活動を検討、協議する場

(参加者)連合自治会会長・副会長、社会福祉協議会会長、民生児童委員協議会会長・副会長、
老人クラブ協議会会長・副会長、福祉協力員会長・副会長、青少年育成会代表 等
(内 容)・単位自治会の活動把握
・自治会、ブロックごとの集まりの支援
・単位自治会の活動を尊重しながら、横川地区としての支え合いの方針を定めます

人口規模が大きく・自治会数も多い地域性を踏まえて、第2層協議体(いきいき会議)を「地区全域」「東・西・中央ブロック」「単位自治会」と3つの階層に分けて、活動内容や役割を整理し、地域ぐるみの運営を行う体制としている。

※ コロナ禍により、「単位自治会いきいき会議」が開催できないことから、「横川地区いきいき会議」にて地区全体の現状や課題について話し合いを重ねている。

#

【「こころの健康」に目を向けた地域づくり】

「横川地区いきいき会議」にて、『こころの健康』にも目を向けた地域づくりが必要との問題提起がなされたことから、「見守り活動」や「通いの場」の現状及び課題について意見交換を行った。

経 緯：令和3年 5月 保健師による「地域別データ分析」の説明(横川地区の特性、地域課題)
⇒ 身体の健康だけではなく、『こころの健康』にも目を向ける地域づくりが必要との問題提起がなされた。
7月 事例を交え、『こころの健康』について意見交換
11月 地域における「見守り活動」の現状と課題について意見交換
⇒ 『こころの健康』を作るには、人と人とのつながりが必要不可欠との意見が上がったことから、「見守り活動」について意見交換
令和4年 5月 「通いの場」の現状について意見交換
⇒ 個人宅を訪問する「見守り活動」だけではなく、「通いの場」は地域全体の見守りの場となっていることから、「通いの場」における人と人とのつながりについて意見交換
7月 「通いの場」の課題について意見交換
⇒ 人が集まらない、内容のマンネリ化、リーダーへの負担など、「通いの場」における共通の課題が導出
9月 「通いの場」の広報活動や周知方法について意見交換
11月 「通いの場」におけるこころと身体の健康づくりについて検討
⇒ 今までの意見交換の内容から、地域包括支援センターとして「通いの場」におけるこころと身体の健康づくりに関するプログラム提案
令和5年 1月 横川地区における「通いの場」マップの作成が決定

効果(検討中の場合は、期待する効果)

地区内の「通いの場」の情報を整理・共有することにより、更なる活動の充実につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

小単位(自治会)から地区全体まで、階層的な組織体制とすることにより、各地で展開されている好事例などの地域情報の共有や地区全体の取組方針の周知など、地域ぐるみの活動につなげる仕組みづくりができた。

IV 今後の方向性

- ・ 各階層の第2層協議体(いきいき会議)の継続的な開催、取組事例の共有
- ・ 協議体の開催を通じた地域課題の集約、具体的な取組(サロン活動、生活支援グループ等)の検討

【お問合せ】

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

地域包括ケア推進室

☎028-632-5328